

令和7年12月11日(木) 衆・法務委 円 より子議員(国民)
対法務当局

4問 検察官が事件を処理するに当たっては、専門的な知識を必要とする場合も少なくないと思うが、そのような専門的知識を身に付けさせるためにどのような取組を行っているのか、法務当局に問う。

(答)

○ 法務省においては、検察官の経験年数等に応じた各種研修を実施し、検察官として必要な知識・技能を習得させ、その能力を向上させるとともに、広い視野と識見をかん養するための取組を行っている。

○ 具体的には、大学教授等による児童の聴取方法に関する講義のほか、医療機関の協力を得て実施している研修等を通じて、検察官が事件を処理するに当たって必要な専門的知識を習得させている。

○ (その上で、) 検察当局においては、個別事件の捜査・公判に当たり、専門的な知見を要する事柄については、必要に応じ、複数の専門家の意見を聴取したり、鑑定を嘱託したりするなどして、適切に対応するよう努めているものと承知している。

(参考1) 検察官を対象として実施した研修の一例

令和7年度、以下の講義及び研修を実施した。

○ 新任検事研修

講義 (知的障害者、児童等供述弱者の基礎知識)

○ 検事一般研修 (任官後おおむね3年目)

講義・演習 (司法面接—事実を聞き出す面接法)

○ 医療関連事犯担当検事研修

中堅検事に対し、医療行為に関する専門的知識を習得させ、医療事故及び医療関連の問題点を含む事件の捜査・公判遂行能力の向上を図ることを目的に実施。

(参考2) 専門的知見等が必要となる事案の例

○ 例えば、児童虐待事案のうち、とりわけ、乳幼児の頭部

に強い衝撃を与える虐待行為により生じた乳幼児の頭部外傷（虐待による乳幼児頭部外傷、AHT (Abusive Head Trauma in Infants and Children)）が問題となる事案や、医療過誤事案における死因の究明等には専門的・学術的な知見が必要となる。

(参照条文)

○ 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）

第223条 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、被疑者以外の者の出頭を求め、これを取り調べ、又はこれに鑑定、通訳若しくは翻訳を囑託することができる。

2 (略)